

成田市初回産科受診費助成規則

(目的)

第1条 この規則は、初回産科受診に当たり支払うことが必要とされる費用について、経済的な理由によって支払が困難と認められる受診者に対し、その費用の全部又は一部を助成することにより、当該受診者の経済的負担の軽減を図り、もって安心して出産し、及び子育てをすることができる環境づくりに資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 初回産科受診 妊娠をしているかどうかの最初の診断を受けるための医療機関等の受診をいう。
- (2) 医療機関等 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所であつて、診療科名中に産婦人科又は産科を有するものをいう。
- (3) 受診者 初回産科受診をした者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、初回産科受診をした日において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている受診者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときは、当該住民基本台帳に記録されていることを要しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯（以下「生活保護の世帯」という。）又は初回産科受診をした日の属する年度（当該日が4月から6月までの間にあつては、前年度）において地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない世帯（以下「市町村民税非課税世帯」という。）若しくはこれに準ずるものとして市長が定める世帯に属すること。
- (2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育ての支援（初回産科受診の結果、妊娠していないことが判明した場合には、妊娠をしていなかったことに係る支援）のために必要となる範囲で市、医療機関等その他の関係機関が把握した情報を相互に確認し、及び共有することについて、当該受診者が同意すること。
- (3) 本市以外の地方公共団体が実施する類似の支給を受けていないこと。

(助成額)

第4条 助成する額は、初回産科受診に要した費用とし、10,000円を上限とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、初回産科受診費助成申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第2号から第4号までに掲げる書類を省略させることができる。

(1) 初回産科受診に要した費用の領収書

(2) 住民票の写し

(3) 生活保護の世帯に属する者にあつては、福祉事務所長の発行する証明書

(4) 市町村民税非課税世帯に属する者にあつては、市町村民税の非課税証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定による申請は、医療機関等に初回産科受診に要した費用を支払った日の翌日から起算して2年以内にしなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、初回産科受診費助成決定・却下通知書(別記第2号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成の決定を受けた者があるときは、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以後にした初回産科受診に係る助成について適用する。

[別記様式 略]